

ゲノム編集技術応用食品の表示について

令和6年4月
消費者庁食品表示課

ゲノム編集技術
応用食品

組換えDNA技術に
該当しないもの

組換えDNA技術に該当するもの
(遺伝子組換え食品)

食品衛生上の
取扱い

安全性審査不要

(自然界又は従来品種改良で起こる変化の範囲内であるため)

国内流通可能
(食品としての安全性は確保)

データ蓄積等のため
消費者庁へ届出

安全性審査必要

×

(国内流通
不可)

- 消費者庁に届け出たものは、事業者が消費者へ自発的に表示等情報提供
- 食品表示基準に基づく遺伝子組換え食品表示の対象外^(注)

食品表示基準に基づく遺伝子組換え食品表示が必要^(注)

(注) 食品表示法上、食品表示基準違反に対しては、指示、命令、罰則(懲役刑・罰金刑)が定められている。

今後、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行った上で、必要に応じて整理方針の見直しを検討。

(考え方)

- ① 外来遺伝子等が残存しないものは、ゲノム編集技術を用いたものか、従来品種改良技術を用いたものか、科学的に判別不能。
- ② また、現状、国内外において、ゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分。